

法務省矯成訓第3314号

矯正管区長
行刑施設の長

受刑者の集団編成に関する訓令を次のように定める。
平成18年5月23日

法務大臣 杉浦正健

受刑者の集団編成に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、受刑者の集団の編成を適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(集団編成の基準)

第3条 受刑者の集団の編成は、次に掲げる事項を基準として定めるものとする。

- (1) 矯正処遇の種類及び内容
- (2) 刑名、刑期、性別、年齢等の属性（以下「属性」という。）
- (3) 犯罪傾向の進度

(処遇指標の指定)

第4条 受刑者には、処遇指標（受刑者に実施すべき矯正処遇の種類及び内容並びに受刑者の属性及び犯罪傾向の進度を示す指標をいう。以下同じ。）を指定するものとする。

- 2 処遇指標の区分及び符号は、別表のとおりとする。
- 3 処遇指標は、受刑者ごとに、刑事施設の長が指定する。

(処遇指標の判定基準)

第5条 処遇指標のうち矯正処遇の種類及び内容並びに犯罪傾向の進度の判定基準は、矯正局長が定める。

- 2 処遇指標のうち属性の判定基準は、必要に応じ、矯正局長が定める。

(処遇指標の表示方法)

第6条 処遇指標は、矯正処遇の種類及び内容の符号、属性の符号、犯罪傾向の進度の符号の順序で表示するものとする。

2 前項に規定するもののほか、処遇指標の表示の方法は、矯正局長が定める。
(処遇区分の指定等)

第7条 刑事施設及び少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により刑の執行を受ける受刑者を収容する少年院（以下「刑事施設等」という。）には、処遇指標に対応する処遇区分（刑事施設において実施することができる矯正処遇の種類及び内容並びに刑事施設等において収容することができる属性及び犯罪傾向の進度の区分をいう。以下同じ。）を指定するものとする。

2 処遇区分は、刑事施設等ごとに、矯正局長が定める。

3 前項の規定にかかわらず、矯正管区の長は、特に必要と認める場合には、矯正局長の認可を受けて、その管轄区域内の刑事施設等の一部について、異なる処遇区分を指定することができる。

4 第4条第2項の規定は、処遇区分について準用する。
(処遇を行う刑事施設等)

第8条 受刑者の処遇は、矯正局長が定める場合を除き、その処遇指標に対応する処遇区分に指定されている刑事施設等において行うものとする。

2 前項に規定する刑事施設等に収容するための刑事施設等間の受刑者の移送については、矯正局長が定める。
(処遇の標準等)

第9条 刑事施設の長は、属性及び犯罪傾向の進度に応じて矯正局長が定める処遇の標準に基づき、受刑者の処遇を行うものとする。

附 則

1 この訓令は、法の施行の日（平成18年5月24日）から施行する。

2 この訓令の施行の際現に刑事施設に収容されている受刑者で、受刑者の処遇調査に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3308号大臣訓令）により廃止された受刑者分類規程の全部を改正する訓令（平成13年法務省矯医訓第662号大臣訓令）により分類級（収容分類級及び処遇分類級）を指定されている者（以下「在所受刑者」という。）については、訓令施行後の定期再調査日までは、次のとおりの処遇指標に指定されたものとみなす。

(1) 収容分類級

ア J t、W、F、I、L、A及びBの各収容分類級を指定されている者については、それぞれの符号に該当する処遇指標に指定されたものとみなす。

イ Jの収容分類級を指定されている者については、J tの収容分類級を指定されている者を除き、Jの処遇指標を指定されたものとみなす。

ウ M及びPの各収容分類級を指定されている者については、医療を主と

して行う刑事施設に収容する必要がある、当該収容分類級の符号の表示が最先順位となっている場合にのみ、それぞれの符号に該当する処遇指標に指定されたものとみなす。

エ 収容分類級Y A級として指定されている者については、Y Aの処遇指標を指定されたものとみなし、収容分類級Y B級として指定されている者について、可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる場合においてはY Bの処遇指標を、それ以外の場合についてはBの処遇指標を指定されたものとみなす。

(2) 処遇分類級

ア 処遇分類級T級として指定されている者については、R 0の処遇指標を指定されたものとみなす。

イ 処遇分類級V級として指定されている者で、この訓令の施行の際、現に職業訓練を受けている者についてはV 1及びR 0の処遇指標を、それ以外の者についてはV 0及びR 0を指定されたものとみなす。

ウ T級及びV級以外の処遇分類級を指定されている者については、V 0及びR 0の処遇指標を指定されたものとみなす。ただし、禁錮受刑者及び拘留受刑者で作業を行わない者に係るV 0の処遇指標の指定については、この限りでない。

エ アからウまでに規定する処遇指標に加え、この訓令の施行の際現に学校教育法（昭和22年法律第26号）による小学校又は中学校の教科の内容に準ずる内容の指導を受けている者については、E 1の処遇指標を指定されたものとみなし、同法による高等学校又は大学の教科の内容に準じる内容の指導を受けている者については、E 2の処遇指標を指定されたものとみなす。

附 則〔平成19年法務省矯総訓第3361号大臣訓令〕

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日（平成19年6月1日）から施行する。

附 則〔平成21年法務省矯成訓第6473号大臣訓令〕

この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

附 則〔令和4年法務省矯成訓第2号大臣訓令〕

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2表に係る改正規定は、同年9月1日から施行する。

別表 処遇指標の区分及び符号

1 矯正処遇の種類及び内容

種類	内 容		符号
作業	一般作業		V 0
	職業訓練		V 1
改善指導	一般改善指導		R 0
	特別改善指導	薬物依存離脱指導	R 1
		暴力団離脱指導	R 2
		性犯罪再犯防止指導	R 3
		被害者の視点を取り入れた教育	R 4
		交通安全指導	R 5
		就労支援指導	R 6
教科指導	補習教科指導		E 1
	特別教科指導		E 2

2 属性

属 性	符号
拘留受刑者	D
少年院への収容を必要とする16歳未満の少年	J t
精神上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	M

身体上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	P
女子	W
日本人と異なる処遇を必要とする者	F
禁錮受刑者	I
おおむね26歳未満の者のうち、小集団を編成して、少年院における矯正教育の手法や知見等を活用した矯正処遇を実施する必要があると認められるもの	U
少年院への収容を必要としない少年	J
執行すべき刑期が10年以上である者	L
少年審判で検察官送致となった時に20歳未満であった者のうち、可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる20歳以上26歳未満のもの	Y j
可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる20歳以上26歳未満の者のうち、Y j に該当しない者	Y

3 犯罪傾向の進度

犯罪傾向の進度	符号
犯罪傾向が進んでいない者	A
犯罪傾向が進んでいる者	B